

件名	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
内容	<p><b>【改正の概要】</b>  減額率を変更する。  特別職の給料減額措置の終了時期を1年延長する。</p> <p><b>【改正条例】</b>  知事等の給与の特例に関する条例</p> <p><b>【改正内容】</b>  減額率  知事：20% → 10%  副知事：12% → 6%  教育長、管理者、常勤監査委員：10% → 5%</p> <p>条例の有効期限の延長  「平成30年3月31日まで」 → 「平成31年3月31日まで」</p>
施行日	平成30年4月1日。ただし、有効期限の延長は公布の日。
	<b>【その他参考事項】</b>